

5月16日(土)・17日(日)、自動交付機等を休止します

管財課 224-5633

本庁舎耐震工事の停電作業に伴い、印鑑証明・住民票の自動交付機(南連絡所・市民センター含む)などを休止します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

休止するサービス：自動交付機▼図書館ホームページ・博物館ホームページ(16日(土)のみ)

第3子以降・多胎児の妊産婦の家庭にヘルパーを派遣

こども安全課 224-5821

225-5218

買い物やおむつ交換などの家事・育児支援を行います。費用は無料です。

開始日：6月1日(月)

対象：市内在住の第3子以降の妊産婦▼多胎児の妊産婦

期間：第3子以降の妊産婦Ⅱ母子健康手帳発行から出産後6か月まで

▼多胎児の妊産婦Ⅱ母子健康手帳発行から出産後1年まで

回数・時間：第3子以降の妊産婦Ⅱ40回▼多胎児の妊産婦Ⅱ64回▼1日2時間まで(午前8時〜午後6時・年末年始を除く)

申し込み：こども安全課(本庁舎3階)・市ホームページにある申請書に必要事項を明記し、利用希望日の2週間前(必着)までに、〒350-8601川越市役所こども安全課(持参・ファクス・市ホームページからも可)

屋外広告物にはルールがあります！

都市景観課 224-5961

私たちの住むまちには、ポスターや立看板、広告塔や広告板などさまざまな屋外広告物が掲げられています。優れたデザインの屋外広告物は、まちに賑わいや活気をもたらします。その反面、無秩序、無制限に出された屋外広告は、まちの景観を乱します。また、その設置や管理が適切に行われないと落下や倒壊によつて思わぬ事故を招くこともあります。

市では、川越市屋外広告物条例により、屋外広告物を掲出する際のルールを定めています。同条例では、伝統的建造物群保存地区や川越駅の東西駅前交通広場などを自家用以外の一般屋外広告物を掲出できない禁止地域と定めています。また、そのほかの地域においても小規模な自家用広告物など一部の広告物を除き、

日本語教室をご利用ください

国際文化交流課 224-5506

ボランティアの先生による無料の教室です。会場は国際交流センター(クラッセ川越5階)。予約の必要はありません。当日直接会場にお越しください。

●クラッセで日本語
外国籍市民対象。
日時…毎週月・金・土曜日、午前10時～正午▶午後2時～5時▶午後6時30分～8時

●クラッセで日本語ジュニア
日本語を母語としない児童・生徒対象。
日時…毎週土曜日、午後2時～4時

●ケリア日本語学習支援教室
日本語を母語としない小中学生、高校進学希望者対象。
日時…毎週水曜日、午後5時～7時

原則として許可が必要です。

安全で快適な住環境をつくるために、屋外広告物のルールを守り、川越らしいまちづくりにご協力をお願いします。

障害のある方の軽自動車税を減免

市民税課 224-5637

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する場合は軽自動車税が減免になります。また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために運転する

場合も減免の対象です。

減免には申請が必要です。昨年に引き続き減免の申請をする方は、郵送での申請が可能です。

申請：6月1日(月)までに市民税課(本庁舎2階)

必要書類：平成27年度軽自動車税納税通知書▼運転免許証▼各手帳

固定資産税の減免

資産税課 224-5642

火災等の災害で損害を受けた家屋などは、被災状況により固定資産税が減免される場合があります。詳しくは、資産税課(本庁舎2階)にお尋ねください。

川越市議会議員一般選挙の結果

選挙管理委員会事務局 0224-6120

有効投票 = 111,340票 ▶ 無効投票 = 1,869票 ▶ 投票率 = 40.59%

候補者氏名(得票順・通称名) 当 = 当選

当 川口ともこ 3,950.749票	当 この英子 2,771票	当 小高ひろゆき 1,997票
当 海沼ひでゆき 3,916票	当 中村ふみあき 2,762票	当 みうら邦彦 1,927票
当 おのざわ康弘 3,741.186票	当 大泉かずお 2,740票	当 岸啓祐 1,886.348票
当 片野ひろたか 3,727票	当 吉田光雄 2,722票	当 あけど亮太 1,837票
当 吉野いくえ 3,620票	当 きしき賢一郎 2,657票	栗原みつはる 1,780票
当 川口けいすけ 3,535.901票	当 池浜あけみ 2,453票	もぎせいじ 1,709票
当 江田はじめ 3,415票	当 新井きいち 2,377票	川上いさく 1,625票
当 やまきあやこ 3,147票	当 かきた有一 2,350票	早川しゅんいち 1,525票
当 三上きくぞう 3,125票	当 三遊亭窓里 2,323票	岡部いつお 1,343票
当 桐野ただし 3,058票	当 中原ひでふみ 2,296票	おかやす学 1,320票
当 おくぬき真紀 2,999票	当 いたう正子 2,241票	たかなしとしこ 1,119票
当 樋口なおき 2,885票	当 やべ節 2,197票	すずはた尚光 994票
当 おのざわ哲也 2,851.813票	当 おぎくほ利充 2,170票	はまだ幸介 705票
当 近藤よしひろ 2,837票	当 高橋つよし 2,158票	おがわひでかず 364票
当 田畑たきこ 2,829票	当 関口いさむ 2,153票	やびき貞夫 281票
当 牛くぼたきお 2,790票	当 長田まさき 2,130票	得票数の合計 111,339.997票

* 得票数の合計は、案分により生じた0.003票が切り捨てられています。

* 案分とは、同一の氏名・氏(姓)・名の候補者が2人以上存在し、投票用紙にその氏名・氏(姓)・名のみが記載されているなどで候補者を特定できない場合、その票をそれぞれの得票数に応じて分けることです。

通知書などを発送しました

名称	対象	発送日	問い合わせ
軽自動車税納税通知書兼領収証書	平成27年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車の所有者	5月8日	市民税課 0224-5637
固定資産税・都市計画税納税通知書	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	5月8日	資産税課 0224-5642

市税納期のお知らせ

名称	納期限	問い合わせ
軽自動車税	6月1日	収税課 0224-5686
固定資産税・都市計画税(第1期)	6月1日	収税課 0224-5686

コンビニで税金の納付ができます

収税課 0224-5686

個人市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税、国民健康保険税をコンビニエンスストアで納付できます。なお、納付書はとじられています。納付の際は、期別と納期限を確認してください。また、年税額を一括納付したい場合は、すべての納付書を使用して納付してください。



コンビニエンスストアで取り扱っていない納付書：取扱期限を過ぎたもの・バーコードが印字されていないもの・金額を訂正したものや延滞金欄などに金額を加筆したもの・傷や汚れによってバーコードが読み取れないもの

心身障害児(者)緊急一時保護

障害者福祉課 ☎224-5785

保護者や家族の冠婚葬祭、急な通院などで、緊急に保護が必要な障害のある方を一時的に保護します。経費無料(昼食が必要な場合は実費)。
期間：火・土曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前9時～午後6時30分(当日受け付けの場合は、午後5時まで)

対象：身体障害者手帳1～3級または療育手帳A～Bを持つ方

* 医療的介護が常時必要な方は利用できる場合があります。

定員：1～3人

申し込み：保護を希望する日の1週間前(閉庁日の場合は、直前の開庁日)から障害者福祉課(本庁舎1階)・電話可

* 初回利用時にオアシスで面談あり。

* 自宅への送迎は行いません。

* より緊急を要する保護を優先するため、受け付け後であってもお断りする場合があります。

尾瀬直行バス運行開始

交通政策課 ☎224-5519

5月22日(金)、川越駅西口から尾瀬直行の高速バスが季節運行を開始。乗車券は事前に購入が必要です。詳

しくは関越交通(株)のホームページまたは尾瀬号案内センター ☎0120-53-0215にお尋ねください。
運行期間：5月22日(金)往路②～10月25日(日)復路③

発着場所：川越駅西口7番のりば

* 復路①②は川越的場を経由、復路③は川越駅西口には停車しません。

運賃：片道3400円～3600円

往路	復路
① 川越駅西口：午前8時10分発 →尾瀬戸倉：午前10時55分着 →大清水：午前11時15分着	① 大清水：午後1時10分発 →尾瀬戸倉：午後1時30分発 →川越駅西口：午後4時20分着
② 川越駅西口：午後11時30分発 →尾瀬戸倉：翌日午前3時30分着 →大清水：午前3時50分着	② 尾瀬戸倉：午後2時30分発 →川越駅西口：午後5時20分着
	③ 大清水：午後3時10分発 →尾瀬戸倉：午後3時30分発 →川越的場：午後6時5分着

川越駅西口発着往復乗車券

抽選により5組10人にプレゼント

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

申し込み・問い合わせ：ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、5月31日(日)(消印有効)までに〒377-0002 群馬県渋川市中村字中島608、1・関越交通(株)尾瀬号プレゼント係 ☎0279-22-2020

あなたのため、あなたの大切な人のため 特定健康診査を受けましょう！

国民健康保険加入の
40～74歳の方！

国民健康保険課 ☎224-6147

特定健康診査は、生活習慣病の予防や早期発見を目的とし、メタボリックシンドロームに着目した検査を行います。対象者には、5月下旬に受診券を発送します。ぜひ受診してください。

対象…40～74歳の市国民健康保険被保険者

* 全国健康保険協会(協会けんぽ)・組合健保・共済組合・国保組合などの方は、加入している健康保険組合にお尋ねください。

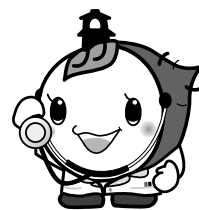
受診期間…6月～来年1月

受診の流れ

- ① 受診券が届いたら、健診実施医療機関へ連絡し、日時を予約します。
- ② 当日は、受診券と国民健康保険証を持参してください。

検査内容と費用

- セット A(無料)** …基本項目+胸部X線、血清クレアチニン、尿酸、貧血検査
- セット B(500円)** …セット A + 心電図、眼底検査
- セット C(1万3,700円)** …人間ドック



ときもは埼玉県の「けんこう大使」です

よくある質問

Q 平日は忙しく受診ができませんが、どうしたらよいですか？

A 土・日曜日に健診を行っている医療機関があります。詳しくは受診券に同封の案内をご確認ください。

Q 既に病院に通っている場合は、どうしたらよいですか？

A 現在通院している内容とは別の項目で改善が必要なが分かる場合があります。ぜひ受診しましょう。

■がん検診も受診しましょう！

特定健診とがん検診を合わせて受けることができます。詳しくは、受診券に同封の案内をご確認ください。

還付金詐欺の電話にご用心！

防犯・交通安全課 ☎224-5721

川越警察署管内では、昨年まで3年連続で1億円を超える振り込め詐欺被害が発生。昨年の被害件数は62件で、県内39の警察署中、最多となりました。

市役所等の職員を装い「還付金の電話」と「ATM」での手続き、さらに「携帯電話」を持って行くようにと指示される手口の還付金詐欺が横行しています。

市役所等の公的機関がATMを操作させて還付手続きをすることはありません。

公的機関を名乗る不審な電話は、一度電話を切り、電話番号を調べてかけ直すようにしましょう。

特別永住者証明書への切り替えはお済みですか

市民課 ☎224-5744

外国人登録法が廃止されたことにより、特別永住者の方は、外国人登録証明書を特別永住者証明書に切り替える必要があります。まだ切り替えが済んでいない方は、外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなされる期間中(有効期間の満了日まで)に手続きをしてください。

対象者		有効期間の満了日
16歳以上の方*	次回確認(切替)申請期間が7月8日(水)までに到来する方	7月8日(水)
	上記以外の方	次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日
16歳未満の方*		16歳の誕生日

*対象者の年齢は、平成24年7月9日時点です。

なお、在留カードへの切り替えが必要な方については、東京入国管理局さいたま出張所 ☎048-851-9671 (さいたま市中央区下落合5丁目12-1・さいたま第2法務総合庁舎)にお尋ねください。

後期高齢者医療
加入の方！

後期高齢者医療健康診査・人間ドックを実施

医療助成課 ☎224-5842

健康の保持・増進のため、年に一度は健康診査・人間ドックを受診しましょう。詳しくは5月下旬に発送する受診案内および受診券をご確認ください。実施医療機関一覧は、受診案内に記載されています。

●後期高齢者医療健康診査(無料)

メタボリックシンドロームによる生活習慣病(糖尿病、高血圧症など)の発見に重点をおいた、血液検査や尿検査を中心にした健診です。

●人間ドック(費用=1万円)

後期高齢者医療健康診査の内容に、胸部X線、胃部X線(バリウム検査)などが追加されます。

対象…市内在住の埼玉県後期高齢者医療被保険者

*6か月以上継続して入院中の方、同年度中に国民健康保険の特定健診を受診済みの方などは、対象になりません。

受診期間…6月～来年1月

申し込み…受診案内および受診券が届いたら、各実施医療機関に直接電話してください

後期高齢者医療歯科健康診査が始まります

75歳の被保険者の口腔機能低下や肺炎等疾病の予防のため、歯科健康診査が始まります。詳しくは、後期高齢者医療健康診査・人間ドック受診券に同封の受診案内をご確認ください。費用は無料です。

対象…市内在住の埼玉県後期高齢者医療被保険者で、平成27年4月1日現在で75歳(昭和14年4月2日～同15年4月1日生まれ)の方

受診期間…6月～来年1月

申し込み…受診案内が届いたら、電話で医療助成課に申し込んでください。受診券をお送りします

*実施医療機関一覧は、受診券に同封します。

平成27年度は

固定資産税「評価替え」の年です

資産税課土地担当 固224-5645
 家屋担当 固224-5684

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が納める税金で、評価額を基に算定されます。土地と家屋については、原則として3年に1度の基準年度ごとに評価の見直し(評価替え)を行っています。平成27年度は、この基準年度に当たります。

*詳しくは、資産税課(本庁舎2階)で配布している「固定資産税のしおり」をご確認ください。

土地の評価替えについて

土地の評価替えについては、地価公示価格や不動産鑑定士の鑑定評価などに基づき、評価額を決定します。

なお、土地の価格は3年間据え置けることが原則ですが、据置年度である平成28年度、同29年度において地価が下落している場合で、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正(下落修正措置)を行います。また、市内全域でバランスの取れ

たきめ細かい評価ができるように、平成27年度から次の事項について一部見直し等を行いました。

- 市街化調整区域内の一定規模の戸建て住宅地域に係る状況類似地区の区分見直し。
- 市街化区域農地・農業用施設用地の造成費相当額の見直し。
- 土砂災害防止法により警戒区域・特別警戒区域に指定された土地に対する所要の補正の導入など。

用語解説

地価公示価格

地価公示法に基づき毎年発表される1月1日時点の地価

市街化区域農地

市街化区域内で生産緑地を除く農地

課税標準額

税額を計算する基礎となる額。税額は、課税標準額に税率を乗じて求めます

固定資産評価基準

総務大臣が定める固定資産の評価基準で、評価の実施方法および手続きを定めたもの

再建築費評点補正率

前回評価替えから今回評価替えまでの3年間に生じた建築資材の物価変動率

家屋の評価替えについて

家屋の評価替えについては、固定資産評価基準に基づき、再建築価格に対して経年減点補正率を乗じて評価額を決定します。

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築する場合に必要なとされる建築費のことです。一般にいわれる家屋の取得価格、建築坪単価などは異なり、前回の評価替えで求められた、再建築費評

点数に再建築費評点補正率を乗じて算出します。

経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数経過によって生じる損耗による減価を表したもので、構造や種類によって異なります。

平成27年度の再建築費評点補正率は、木造家屋が106%、非木造家屋が105%です。家屋の評価額が前年度を上回る場合は、前年度の評価額に据え置きます。

土地の負担水準と課税標準額について

課税標準額は負担水準によって計算が異なります。今回は、商業地などの宅地、住宅用地・市街化区域農地について解説します。

図A

商業地など(住宅用地以外の宅地など)

①負担水準が70%超
課税標準額を評価額の70%に引き下げ

②負担水準が60%以上70%以下

前年度課税標準額に据え置き

③負担水準が60%未満

前年度課税標準額に評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額

*ただし、③で計算した結果の課税標準額が評価額の60%を超える場合は60%に据え置かれます。また、評価額の20%に満たない場合は、20%に引き上げられます。

図B

住宅用地・市街化区域農地

①負担水準が100%超

課税標準額を100% (住宅用地の特例等を適用後の評価額)まで引き下げ

②負担水準が100%未満

前年度課税標準額に住宅用地の特例

等を適用した評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額(住宅用地の特例等を適用後の評価額を上乗せ)とします

*ただし、②で計算した結果の課税標準額が評価額(住宅用地の特例等適用後)の20%に満たない場合は、評価額の20%を課税標準額とします。

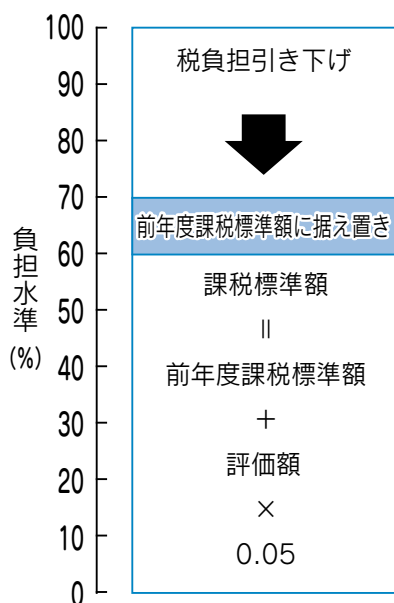
*住宅用地の特例は、住宅1戸につき200㎡までは、小規模住宅用地の特例として6分の1を、200㎡を超える分については、一般住宅用地の特例として3分の1を評価額に乗じて課税計算を行う特例です。

*市街化区域農地の特例は3分の1となります。
*都市計画税についても、固定資産税と同様の調整措置が行われます。なお、特例率については小規模住宅用地が3分の1、一般住宅用地および市街化区域農地が3分の2となります。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成26年度課税標準額}}{\text{平成27年度評価額}} \times 100$$

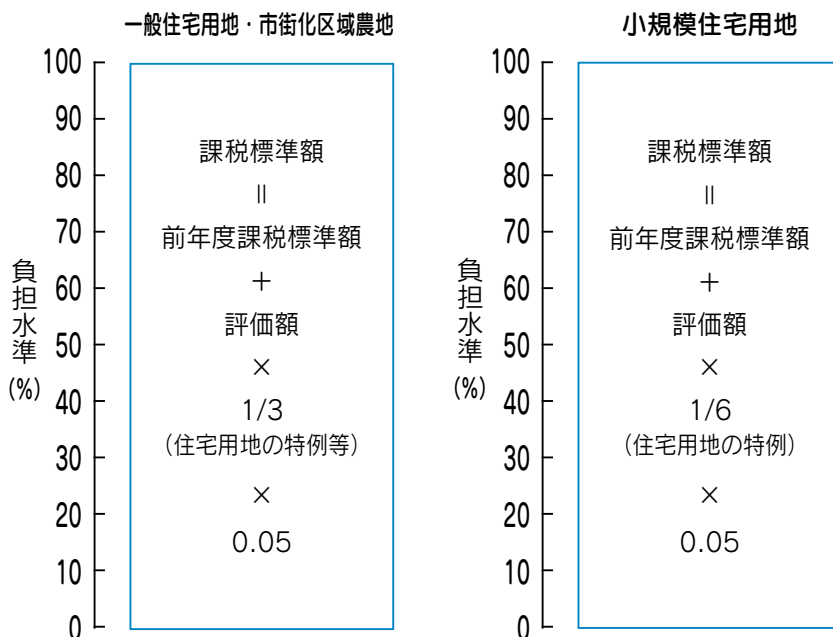
図A

商業地などの宅地



図B

住宅用地・市街化区域農地



次ページでは固定資産税のモデルケースをお知らせします

固定資産税のモデルケース

税額は、合計課税標準額の1,000円未満を切り捨てた後に、税率を乗じた額の100円未満を切り捨てて、算出します。

また、市街化区域内の土地・家屋については、都市計画税も併せて課税されます。

土地課税の場合

事例(200㎡の小規模住宅用地1筆)

- 平成26年度課税標準額…2,800,000円
 - 平成27年度評価額…24,000,000円
 - 平成27年度特例後評価額…4,000,000円
- 小規模住宅用地の特例を適用(評価額に1/6を乗じる)。

●上記の場合の固定資産税の求め方

①負担水準の算出

$$\frac{2,800,000\text{円}}{4,000,000\text{円}} \times 100 = 70\% \text{ (負担水準)}$$

②負担水準に応じた調整措置の適用

負担水準が70%なので小規模住宅用地100%未満の調整措置が適用されます(7ページ図B参照)。

$$\begin{aligned} & \text{平成26年度課税標準額} \dots 2,800,000\text{円} \\ & + \\ & \text{平成27年度特例後評価額の5\%} \dots 200,000\text{円} \\ & \parallel \\ & \text{平成27年度課税標準額} \dots 3,000,000\text{円} \end{aligned}$$

③平成27年度の税額算出

$$\begin{aligned} & \text{平成27年度課税標準額} \dots 3,000,000\text{円} \\ & \times \\ & \text{税率} \dots 1.4\% \\ & \parallel \end{aligned}$$

平成27年度固定資産税…42,000円

*平成27年度の評価額が前年度に比べ、下落もしくは据え置きとなっても負担水準が100%未満の土地については、税負担が緩やかに上昇します。

家屋課税の場合

事例(床面積100㎡、平成25年建築の木造専用住宅)

- 建築時の1㎡当たりの再建築費評点数…105,000点
- 評価額算出の計算で生じた1円未満の額は切り捨て
- 新築後3年間の軽減措置適用

●平成26年度の固定資産税

$$\begin{aligned} & \text{建築時の1㎡当たりの再建築費評点数} \dots 105,000\text{点} \\ & \times \\ & \text{経年減点補正率} \dots 80\% \\ & \times \\ & \text{再建築費評点数1点当たりの価格} \dots 0.99\text{円} \\ & \times \\ & \text{床面積} \dots 100\text{㎡} \\ & \parallel \end{aligned}$$

平成26年度評価額および課税標準額…8,316,000円[Ⓐ]

$$\text{軽減税額} \dots \text{Ⓐ} \times 1.4\% \times 50\% = 58,212\text{円} \text{Ⓒ}$$

平成26年度固定資産税額… $\text{Ⓐ} \times 1.4\% - \text{Ⓒ} = 58,200\text{円} \text{Ⓐ}$

●評価替えによる平成27年度固定資産税

$$\begin{aligned} & \text{建築時の1㎡当たりの再建築費評点数} \dots 105,000\text{点} \\ & \times \\ & \text{再建築費評点補正率} \dots 106\% \text{ (建築物価変動率)} \\ & \times \\ & \text{経年減点補正率} \dots 75\% \\ & \times \\ & \text{再建築費評点数1点当たりの価格} \dots 0.99\text{円} \\ & \times \\ & \text{床面積} \dots 100\text{㎡} \\ & \parallel \end{aligned}$$

平成27年度評価額および課税標準額…8,264,000円[Ⓒ]

$$\text{軽減税額} \dots \text{Ⓒ} \times 1.4\% \times 50\% = 57,848\text{円} \text{Ⓓ}$$

平成27年度固定資産税額… $\text{Ⓒ} \times 1.4\% - \text{Ⓓ} = 57,800\text{円} \text{Ⓒ}$

①-②…前年に比べ、400円の減少

緊急地震速報の訓練放送

防災危機管理課 ☎224-5554

内閣府と気象庁により、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を使い、緊急地震速報が防災行政無線から正常に流れるか確認する訓練放送が実施されます。

当日、市内285か所の防災行政無線屋外スピーカーから右記の放送内容が流れます。放送を確認したら、皆さんもいざというときに備えて、身を守る訓練をしてみましょう。

■実施日時

5月27日(水)、午前10時15分ごろ

■訓練放送内容

「こちらは防災川越です」「ただ今から訓練放送を行います」・緊急地震速報チャイム・「緊急地震速報。大地震です。大地震です」「これは訓練放送です」×3回・「こちらは防災川越です」「これで訓練放送を終わります」・防災行政無線チャイム

環境政策課のお知らせ

☎224-5866 ☎225-9800

エコなイベントをPRしよう

環境にやさしい取り組みにチャレンジする催しを、「川越市エコチャレンジイベント」として認定します。認定を受けると、下の「認定マーク」のほか「啓発パネル」を使用し、環境への取り組みをPRできます。また、市ホームページで紹介できます。

対象：市内で開催される誰もが参加できるイベントで、チェックシートの認定基準を満たすもの

申し込み：申請用紙・チェックシートに必要な事項を明記し、イベント実施の1か月前までに〒350-8601川越市役所環境政策課(ファクス・市ホームページからも可)

*申請用紙等は環境政策課(本庁舎5階)・市ホームページにあります。

エコチャレンジファミリー募集

家族でエコにチャレンジ！機器を利用して省エネに取り組んだ家族を「エコチャレンジファミリー」に認定しています。測定器は無料で貸し出します。申し込みは随時受け付けています。

認定には要件があります。詳しくは環境政策課にお尋ねください。

申し込み：電話で環境政策課(持参・ファクス、市ホームページからも可)

■コース

簡易電力計コース(2週間)
電気製品ごとの使用電力量をチェック。テレビの明るさ、掃除機の強弱など、毎日使う家電の一番エコな使い方を試してみよう！

省エネナビコース(1か月)

家一軒分の使用電力量を丸ごとチェック。取り組み後は期間中の使用量データをグラフ化したものを送付します。



ごみ処理とぴくす

資源循環推進課 ☎239-6267

知っていますか？

家電リサイクル法対象機器の処分方法

テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・衣類乾燥機は、市で収集・処理を行います。

不要となったこれらの製品は家電リサイクル法に従い下記のいずれかの方法で処分してください。

- 買った店または買い換える店に依頼する
 - 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ持ち込む
 - 郵便局で家電リサイクル券を購入し、収集運搬業許可業者へ依頼する
- *処分には、リサイクル料金、運搬料金がかかります。
- *高額な料金を請求する悪質な不用品回収業者に処分を依頼し、トラブルになる事例が発生しています。ご注意ください。
- *パソコンの処分方法は、各メーカーに確認してください。



5月31日(日)はごみゼロ運動

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に落ちているごみや空き缶を拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりをする運動です。

当日は、家庭ごみや粗大ごみを回収する日ではありません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

環境美化活動への支援

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に、ごみ袋の支給や、ごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーを貸し出しています。

また、川越県土整備事務所では、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「川の国応援団美化活動団体支援制度」による、ごみ袋の支給などの支援を行っています。詳しくは、同事務所 ☎243-2020にお尋ねください。